

令和6年7月8日

写

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿



全国青年税理士連盟
会長 富川 和將
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162



差押禁止財産が振り込まれた預金口座の差押え禁止の立法化に関する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、当連盟では納税緩和制度や差押禁止財産について分かりやすい言葉でまとめた滞納処分チェックリストを作成しました。国税徴収法では、納税者の最低限の生活保障等の観点から差押禁止財産を定めています。国税徴収法は昭和34年に全面改正されて以降、抜本的な改正がなされず現在まで至っており、法75条及び法76条に規定する差押禁止財産も現在の社会状況を反映しているとはいえない。制定当初は現金給付が一般的であった給与や給付金については、現在では預金振込が一般的です。そのため差押禁止財産である児童手当・生活保護費や一定の差押禁止額が設けられている給与が預金口座に振り込まれた場合には預金債権として差押えが可能となり、本来の制度趣旨から逸脱した処分が成されます。

そこで次の理由により、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた場合には、その預金口座のうち、その差押禁止財産相当額について、差押えを禁止することの立法化を要望します。

1. 生活保障の観点そして滞納者を含む納税者の権利保護の観点から、差押禁止財産を原資とする預金口座を差し押さえることは、憲法第25条の生存権を脅かすことになること
2. 児童手当や生活保護費などは差押禁止財産であり、預金口座に振り込まれても、その財産部分については差押禁止という財産の属性を承継していること
3. 給与等については一定の差押禁止額（滞納者本人10万円と家族1名4.5万円）が設けられているが、その給与が預金口座に振り込まれた場合であっても、差押禁止という財産の属性を承継していること
4. 令和2年1月に国税庁徴収部長より「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」があり、預貯金債権の取立てが10日程度の間隔を置いた上で行うよう指示があったが、10日程度では徴収職員の裁量に左右される恐れがあること
5. 国税徴収法76条の法令解釈通達11に「その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる」との記載はあるが、通達には法的拘束力がないこと
6. 国税徴収法第1条に「納税者の権利保護」の文言を明記し、4. や 5. のような通達ではなく、立法化により納税者の権利保護を図るべきであること

※参考判決：広島高裁平成25年11月27日判決、大阪高裁令和元年9月26日判決

※参考条文：国税徴収法 第1条（目的）

この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

以上

令和6年7月8日

写

日本税理士政治連盟
会長 東 秀優 殿



全国青年税理士連盟
会長 富川 和将
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162



差押禁止財産が振り込まれた預金口座の差押え禁止の立法化に関する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、当連盟では納税緩和制度や差押禁止財産について分かりやすい言葉でまとめた滞納処分チェックリストを作成しました。国税徴収法では、納税者の最低限の生活保障等の観点から差押禁止財産を定めています。国税徴収法は昭和34年に全面改正されて以降、抜本的な改正がなされず現在まで至っており、法75条及び法76条に規定する差押禁止財産も現在の社会状況を反映しているとはいえない。制定当初は現金給付が一般的であった給与や給付金については、現在では預金振込が一般的です。そのため差押禁止財産である児童手当・生活保護費や一定の差押禁止額が設けられている給与が預金口座に振り込まれた場合には預金債権として差押えが可能となり、本来の制度趣旨から逸脱した処分が成されます。

そこで次の理由により、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた場合には、その預金口座のうち、その差押禁止財産相当額について、差押えを禁止することの立法化を要望します。

1. 生活保障の観点そして滞納者を含む納税者の権利保護の観点から、差押禁止財産を原資とする預金口座を差し押さえることは、憲法第25条の生存権を脅かすことになること
2. 児童手当や生活保護費などは差押禁止財産であり、預金口座に振り込まれても、その財産部分については差押禁止という財産の属性を承継していること
3. 給与等については一定の差押禁止額（滞納者本人10万円と家族1名4.5万円）が設けられているが、その給与が預金口座に振り込まれた場合であっても、差押禁止という財産の属性を承継していること
4. 令和2年1月に国税庁徴収部長より「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」があり、預貯金債権の取立てが10日程度の間隔を置いた上で行うよう指示があったが、10日程度では徴収職員の裁量に左右される恐れがあること
5. 国税徴収法76条の法令解釈通達11に「その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる」との記載はあるが、通達には法的拘束力がないこと
6. 国税徴収法第1条に「納税者の権利保護」の文言を明記し、4.や5.のような通達ではなく、立法化により納税者の権利保護を図るべきであること

※参考判決：広島高裁平成25年11月27日判決、大阪高裁令和元年9月26日判決

※参考条文：国税徴収法 第1条（目的）

この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

以上